

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

入札説明書

令和3年9月13日

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

< 目 次 >

第1章 対象事業の概要等	2
1 公告日	2
2 契約担当者	2
3 調達機関番号等	2
4 品目分類番号	2
5 担当部局	2
6 事業概要等	2
7 スケジュール	4
8 競争参加資格	6
9 要求水準書の資料	8
10 要求水準書の閲覧資料	8
11 入札説明書等に関する質問書（1回目）	9
12 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書	9
13 現地個別調査（1回目）に関する申込書	11
14 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書	11
15 入札説明書等に関する質問書（2回目）	13
16 現地個別調査（2回目）に関する申込書	13
17 入札辞退届の提出	14
18 入札書及び提案書の受付	14
19 入札保証金及び契約保証金	16
20 入札書の開札	16
21 入札の無効	16
22 落札者の決定方法	17
23 手続における交渉の有無	18
24 基本協定書の締結	18
25 特別目的会社の設立等	18
26 事業契約書の締結	19
27 支払条件等	19
28 保険	19
29 随意契約により締結する予定の有無	21
30 苦情申立て	21
31 関連情報を入手するための照会窓口	21
32 その他	21
第2章 事業実施に関する事項	22
1 選定事業者の権利義務等に関する制限	22
2 機構と選定事業者の責任分担	22
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
4 事業実施に関する事項	23
5 その他	24

第3章 提出書類一覧	277
別紙	29
1 入札金額等の算出方法	29
2 サービス購入費の支払方法等	30

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業及び入札に係る条件を提示するものである。

本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構政府調達事務取扱規則」（平成16年4月19日）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）等に基づいて実施する。

本事業の基本的な考え方については、令和3年7月27日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の具体的な条件等について、実施方針に関する質問回答及び意見等を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業様式集」
（以下「様式集」という。）
- 2 「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業要求水準書」
（以下、資料及び閲覧資料を含めて「要求水準書」という。）
- 3 「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業落札者決定基準」
（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業事業契約書（案）」
（以下「事業契約書（案）」という。）

※ 「様式」とある場合は、様式集の「様式」のことである。

※ 上記1から5の書類は、機構のホームページで公表する。ただし、要求水準書の「資料」については、「要求水準書資料送付申込書」を提出した者に対して送付するものとし、「閲覧資料」については、「要求水準書閲覧資料閲覧申込書」を提出した者に対して、機構つくばキャンパス構内において閲覧の用に供させる。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

※ なお、入札説明書等と入札説明書等に関する質問回答等とに相違がある場合は、入札説明書等に関する質問回答等を優先するものとする。

第1章 対象事業の概要等

1 公告日

令和3年9月13日

2 契約担当者

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 山内 正 則

3 調達機関番号等

◎ 調達機関番号 416

◎ 所在地番号 08

4 品目分類番号

41、42

5 担当部局

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構施設部施設企画課工事経理係

所在地 〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

電 話 029-864-5175 (ダイヤルイン)

6 事業概要等

(1) 事業名称

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

(2) 事業場所

茨城県つくば市大穂1-1 (つくばキャンパス構内)

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和22年3月31日までの約18年間（施設整備業務のうち更新業務に関する部分の期間は事業契約締結の日から令和7年3月31日まで、施設整備業務のうち撤去業務に関する部分の期間は事業契約締結の日から令和7年6月30日までのそれぞれ約3年間、維持管理業務の期間は令和7年4月1日から令和22年3月31日までの15年間）とする。

※ 「更新業務に関する部分」とは、施設整備業務のうち、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去業務に関する部分を除いた業務をいう。以下同じ。

※ 「撤去業務に関する部分」とは、施設整備業務のうち、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去業務に関する部分をいう。以下同じ。

(4) 事業概要

1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、特定事業を実施する民間選定事業者（以下「選定事業者」という。）は、中央特別高圧受変電設備及び中央特別高圧受変電設備に関連

する施設及び設備等（以下「本施設」という。）を整備した後、機構に本施設を引渡し、引渡日の翌日から本事業の事業期間中にわたって維持管理業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

2) 公共施設等の種類等

① 公共施設等の種類

- ア 中央特別高圧受変電設備
- イ 中央特別高圧受変電設備に関連する施設及び設備等

② 公共施設等の立地

ア 事業場所等

- a 事業場所 /茨城県つくば市大穂1-1（つくばキャンパス構内）
本施設の事業場所は、「添付資料1 事業場所」による。
- b 敷地面積 /つくばキャンパス全体 1,531,285㎡
- c 接道条件 /東側 国道408号（学園東大通り）
南側 県道長高野北条線
北側 市道1級15号線
西側 認定道路2-2111号線

イ 地域・地区等

- a 区域区分 /市街化区域
- b 用途地域 /第二種住居地域
- c 容積率 /200%（地区計画にて100%）
- d 建ぺい率 /60%（地区計画にて30%）
- e 特別用途地区/第二種文教地区
- f 地区計画 /研究教育施設第一地区地区計画

3) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が新たに本施設の施設整備業務（設計、建設等）、維持管理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務を遂行することを事業の範囲とする。なお、選定事業者の事業の範囲を越える本施設の運営及び実験・研究業務は、機構が行うものとする。

選定事業者が行う事業の範囲は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書を参照すること。

① 本施設の施設整備業務

- ア 事前調査業務（機構が提示する以外の調査等）及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- イ 設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- ウ 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - a 新設屋外ヤードの整備業務
 - b 中央特別高圧受変電設備の整備業務（「筑波変電所の改造」又は「筑波変電所の改造等」を含む。）

- c 電力監視装置等の整備業務
 - d 中央監視制御装置等の改造業務
 - e 電力の切替業務・各種の検査業務（電力の引込みを含む。）
 - ※ 上記 a から e の業務を総称して「更新業務に関する部分」という。
 - f 既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去業務
 - ※ 上記 f の業務を単に「撤去業務に関する部分」という。
 - g 上記 a から f までを実施する上で必要となる関連業務
 - エ 周辺施設影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - オ 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務（維持管理業務についても同様とする。）
 - ※ 上記ア、イ及びエ、オの各業務は、更新業務に関する部分、及び、撤去業務に関する部分をそれぞれ含む。
- ② **本施設の維持管理業務**
- ア 巡視点検支援業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - イ 定期自主検査業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - ウ 修繕・更新業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

7 スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとする。（予定）

日 程	内 容
<入札公告及び入札説明書等の公表関係>	
<令和3年> 9月13日(月)	入札公告及び入札説明書等の公表
9月13日(月)～10月18日(月)	要求水準書の資料の申込受付及び送付、要求水準書の閲覧資料の申込受付及び閲覧
<入札説明書等に関する質問回答関係>	
9月24日(金)～9月30日(木)	入札説明書等に関する質問書（1回目）の受付期間
10月13日(水)	入札説明書等に関する質問回答書（1回目）の公表
11月2日(火)～11月9日(火)	入札説明書等に関する質問書（2回目）の受付期間
11月26日(金)	入札説明書等に関する質問回答書（2回目）の公表
<競争参加資格確認申請関係>	
10月14日(木)～10月18日(月)	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期間
10月26日(火)	競争参加資格確認審査結果の通知
10月27日(水)～11月12日(金)	競争参加資格の結果に対する質問の受付期間
11月19日(金)	競争参加資格の結果に対する質問の回答
<現地調査関係>	

日 程	内 容
10月18日(月)～10月25日(月)	現地個別調査(1回目)に関する申込書の受付期間
11月 1日(月)～11月 5日(金)	現地個別調査(1回目)
11月19日(金)～11月26日(金)	現地個別調査(2回目)に関する申込書の受付期間
12月 1日(水)～12月 3日(金)	現地個別調査(2回目)
<入札説明書等に関する要求水準確認等(個別提案を含む)>	
11月 2日(火)～11月 9日(火)	入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の受付期間
11月15日(月)～11月17日(水)	入札説明書等に関する個別対話の実施
11月18日(木)～11月22日(月)	入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書の受付期間
11月26日(金)	入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書の通知
<入札及び提案審査関係>	
<令和4年> 1月24日(月)	入札書及び提案書の受付
1月25日(火)	入札書の開札
2月 1日(火)～ 2月 9日(水)	提案書の審査及び優秀提案者の選定(必要に応じて、プレゼンテーション・ヒアリングを実施)
2月10日(木)	落札者の決定及び公表
<基本協定及び事業契約締結関係>	
2月中旬	落札者との基本協定書の締結
4月上旬	選定事業者との事業契約書の締結
<令和4年以降> 事業契約締結の日から 令和7年3月31日まで	本施設の更新業務の期間
事業契約締結の日から 令和7年6月30日まで	撤去業務の期間
令和7年4月1日から 令和22年3月31日まで	本施設の維持管理業務の期間
令和22年3月31日	本事業に係る事業契約の終了

8 競争参加資格

(1) 入札参加者が備えるべき要件

1) 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、第1章6(4)4に掲げる業務を実施することなどを予定する単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下当該グループを「入札参加グループ」といい、入札参加グループを構成する企業を「入札参加グループの構成員」という。)とし、入札参加者(入札参加企業又は入札参加グループの構成員)は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループの場合、入札参加グループの構成員の中から入札手続を代表して行う企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは入札に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に協力会社として明らかにすること。ただし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から中央特別高圧受変電設備の整備業務に伴う筑波変電所の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者、中央監視制御装置等の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社として取り扱わないものとする。なお、事業開始後、入札参加企業又は入札参加グループの構成員から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社ではないことに留意すること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則(平成16年4月19日)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき

会社の整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- ③ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項（平成19年10月30日）又は大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構建設工事等に係る事務処理要領（平成19年7月9日）に基づく取引停止措置を受けていない者であること。
- ④ 機構が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所（東京都千代田区）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成18年法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- ⑤ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち建設の業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

なお、建設の業務を複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

① 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は機構における「建築一式」又は「電気」に係る令和3・4年度一般競

争（指名競争）参加者の認定を受けていること。

イ 次の a 及び b の各工事に携わる建設企業は文部科学省又は機構における令和 3・4 年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が以下の点数以上であること。なお、同一工事を複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,200 点

（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち 1 社が満たせばよいこととし、その他の者は 1,000 点とする）

b 電気工事 1,100 点

ウ 平成 18 年度以降に元請として、以下に示す工事を実施し完成・引渡し完了した国、地方公共団体又はそれらによって設立された法人の発注による施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

特別高圧受変電設備（受電電圧 60kV 以上）の新設、増設又は更新工事（ただし、全面的な更新工事とし、構成部品の取替え等の軽微な工事を除く。）。

② 設計に当たる者、維持管理に当たる者

特段の要件を設定しない。ただし、適用される関連法令及び条例等を遵守すること。

9 要求水準書の資料

要求水準書の資料に関する送付申込書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 送付申込書の受付期間

令和 3 年 9 月 13 日（月）から 10 月 18 日（月）12 時まで

(2) 送付申込書の提出方法

1) 「様式 1 要求水準書資料送付申込書」に必要事項を記載の上、担当部局に電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「要求水準書資料送付申込書」とすること。

2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話（029-864-5175）で問い合わせること。

(3) 要求水準書の資料の送付

機構は、申込書の受付後、当該申込者に対し、速やかに、要求水準書の資料を送付する。（要求水準書の資料は、令和 3 年 9 月 13 日（月）から 10 月 18 日（月）までの間に電子メールにより送付する。）

10 要求水準書の閲覧資料

要求水準書の閲覧資料に関する閲覧申込書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 閲覧申込書の受付期間

令和 3 年 9 月 13 日（月）から 10 月 18 日（月）12 時まで

(2) 閲覧申込書の提出方法

- 1) 「様式2 要求水準書閲覧資料閲覧申込書」に必要事項を記載の上、担当部局に電子メール(kojishikei@mail.kek.jp)にて提出すること。なお、電子メールの件名は「要求水準書閲覧資料閲覧申込書」とすること。
- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話(029-864-5175)で問い合わせること。

(3) 要求水準書の閲覧資料の閲覧

機構は、閲覧申込書の受付後、当該閲覧申込者に対し、日時等を調整の上、要求水準書の閲覧資料を閲覧する機会を提供する。(閲覧場所は、つくばキャンパス構内とし、令和3年9月13日(月)から10月18日(月)までの間とする。)

11 入札説明書等に関する質問書(1回目)

入札説明書等に関する質問書(1回目)の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 質問書の受付期間

令和3年9月24日(金)から9月30日(木)12時まで

(2) 質問書の提出方法

- 1) 「様式3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、担当部局に電子メール(kojishikei@mail.kek.jp)にて提出すること。なお、電子メールの件名は「入札説明書等質問書(1回目)」とすること。
- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話(029-864-5175)で問い合わせること。

(3) 入札説明書等に関する質問回答書(1回目)の公表

機構は、令和3年10月13日(水)までに、機構のホームページにおいて「入札説明書等に関する質問回答書(1回目)」を公表する。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

12 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期間

令和3年10月14日(木)から10月18日(月)12時まで

(2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法

- 1) 入札参加者は、競争参加資格を満たすことを証するため、競争参加資格確認申請書及び資料を提出し、機構から競争参加資格の有無に関する確認を受けなければならない。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式4 入札参加表明書」から「様式9 建設に当たる者の資格要件に関する書類」に必要事項を記載の上、担当部局まで、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送(書留郵便に限る。)の場合、令和3年10月18日(月)12時までに必着のこと。

- 3) 提出期限の日時までに入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

(3) 競争参加資格確認審査

- 1) 競争参加資格の確認審査は、競争参加資格を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない者は欠格（競争参加資格がない。）とする。
- 2) 競争参加資格の確認審査において、第1章8(1)3)①ウの施工実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者等にあつては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。

なお、競争参加資格の確認審査に当たって、第1章8(1)3)①アに示す一般競争参加資格の認定を受けていない者であっても、入札参加表明書及び申請書を提出することができるが、開札の日時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていないなければならない。

- 3) 競争参加資格があると認められた入札参加者でも、入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、開札の日時に第1章8(1)2)及び3)に示す要件を一つでも満たさない場合、競争参加資格がない者に該当するため、当該入札参加者の入札への参加は認めない。

(4) 競争参加資格確認審査結果の通知

機構は、令和3年10月26日（火）までに、競争参加資格確認申請者に対し、競争参加資格確認審査結果を通知する。なお、欠格（競争参加資格がない。）とした場合、その理由も付記する。

(5) 競争参加資格確認申請書の取扱い

- 1) 機構は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- 2) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- 3) 提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、機構が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合でも、競争参加資格確認申請書の提出期限の日時以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。受付期間等は以下のとおり。

1) 受付期間

令和3年10月27日（水）から11月12日（金）12時まで

2) 提出方法

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4版縦使い横書き、様式は自由）により説

明を請求することができる。当該書面は、担当部局まで、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送（書留郵便に限る。）する場合、令和3年11月12日（金）12時までに必着のこと。

3) 回答

機構は、令和3年11月19日（金）までに、競争参加資格がないと認めた理由説明請求者に対し、競争参加資格がないと認めた回答を送付する。

13 現地個別調査（1回目）に関する申込書

現地個別調査（1回目）に関する申込書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 申込書の受付期間

令和3年10月18日（月）から10月25日（月）12時まで

(2) 申込書の提出方法

- 1) 「様式10 現地個別調査申込書」に必要事項を記載の上、担当部局に電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて、提出すること。なお、電子メール件名は「現地個別調査（1回目）申込書」とすること。
- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話（029-864-5175）で問い合わせること。

(3) 現地個別調査（1回目）の実施期間

機構は、現地個別調査（1回目）の申込者に対し、日時等を調整の上、現地個別調査（1回目）の機会を提供する。（現地個別調査は、令和3年11月1日（月）から11月5日（金）までの間に実施する。）

14 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書

入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の受付期間

令和3年11月2日（火）から11月9日（火）12時まで

(2) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の提出方法

- 1) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書は、本事業の競争参加資格を認めた入札参加者に限り、提出できるものとする。「入札説明書等に関する個別確認書」は、「様式11 入札説明書等に関する（改定）個別確認書」及び「様式12 入札説明書等に関する（改定）個別確認用資料」に、「入札説明書等に関する個別提案書」を提出する場合は、「様式13 入札説明書等に関する（改定）個別提案書」及び「様式14 入札説明書等に関する（改定）個別提案用資料」に、それぞれ必要事項を記載の上、担当部局まで、電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「個別確認書・個別提案書」とすること。
- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話（029-864-5175）で問い合

わせること。

(3) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の作成要領等

様式集第2章 提出書類の作成要領及び各様式の記載方法により作成すること。

1) 入札説明書等に関する個別確認書（様式1 1、様式1 2）

様式集第2章 提出書類の作成要領及び各様式の記載方法により作成すること。

入札説明書等に関する個別確認書の提出は、必須とする。

2) 入札説明書等に関する個別提案書（様式1 3、様式1 4）

様式集第2章 提出書類の作成要領及び各様式の記載方法により作成すること。

入札説明書等に関する個別提案書の提出は任意とする。ただし、要求水準書の水準によらず、要求水準書の水準と同等以上の機能、性能、品質等を満たすこととして、要求水準書の水準に替わる提案をする場合、当該個別提案書の提出を必須とする。

3) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書は、入札参加者の個別（固有）の確認及び提案に直接係わる内容であることとし、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案は、入札説明書等に関する質問書（2回目）で行うこと。入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書に、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案が含まれていると機構が判断した場合、入札説明書等に関する質問回答書（2回目）とともに公表する。

(4) 入札説明書等に関する個別対話の実施

機構は、入札参加者に対し、日時等を調整の上、入札説明書等に関する個別対話を実施する。

(1) 個別対話の実施場所及び期間

個別対話の場所は、つくばキャンパス構内とし、令和3年11月15日（月）から11月17日（水）までの間に実施する。

2) 個別対話の実施内容等

- ① 入札説明書等に関する個別対話は、入札説明書等に関する個別確認書（必須）及び個別提案書（任意）に基づき実施する。
- ② 参加人数は、入札参加企業若しくは入札参加グループの構成員及び協力会社に所属する者とし6名以内とする。
- ③ 入札説明書等に関する個別対話は、機構と入札参加者の意思疎通を図る場でもあり、入札参加者の個別（固有）の確認及び提案に直接係わる内容について対話することから、入札参加者ごとに実施する。

(5) 入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書の受付期間

令和3年11月18日（木）から11月22日（月）12時まで

(6) 入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書の提出方法

- 1) 入札説明書等に関する個別対話の結果に基づき、「入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書」を改定した「入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書」を提出すること。なお、当該改定がない場合、「入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書」と同じ内容の「入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書」を提出すること。
- 2) 入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書は、本事業において競争参加資格を認めた入札参加者に限り、提出できるものとする。「入札説明書等に関する改定個別確認

書」は、「様式 1 1 入札説明書等に関する（改定）個別確認書」及び「様式 1 2 入札説明書等に関する（改定）個別確認用資料」に、「入札説明書等に関する改定個別提案書」は「様式 1 3 入札説明書等に関する（改定）個別提案書」及び「様式 1 4 入札説明書等に関する（改定）個別提案用資料」に、それぞれ必要事項を記載の上、担当部局まで、電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「改定個別確認書・改定個別提案書」とすること。

- 3) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話（029-864-5175）で問い合わせること。

(7) 入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書の通知

機構は、令和3年11月26日（金）までに、「入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書」の提出者に対し、「入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書」を通知する。なお、条件付可あるいは不可とした確認、及び、条件付採用あるいは不採用とした提案は、その理由も付記する。

15 入札説明書等に関する質問書（2回目）

入札説明書等に関する質問書（2回目）の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 質問書の受付期間

令和3年11月2日（火）から11月9日（火）12時まで

(2) 質問書の提出方法

- 1) 入札説明書等に関する質問は、「様式 3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、担当部局まで、電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて送付すること。なお、電子メールの件名は「入札説明書等質問書（2回目）」とすること。
- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話（029-864-5175）で問い合わせること。

(3) 入札説明書等に関する質問回答書（2回目）の公表

機構は、令和3年11月26日（金）までに、機構のホームページにおいて「入札説明書等に関する質問回答書（2回目）」を公表する。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

16 現地個別調査（2回目）に関する申込書

現地個別調査（2回目）に関する申込書の受付等は、以下の要領で実施する。

(1) 申込書の受付期間

令和3年11月19日（金）から11月26日（金）12時まで

(2) 申込書の提出方法

- 1) 「様式 1 0 現地個別調査申込書」に必要事項を記載の上、担当部局まで、電子メール（kojishikei@mail.kek.jp）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「現地個別調査

(2回目)申込書」とすること。

- 2) 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送信するので、メールを確認できない場合は、担当部局まで電話(029-864-5175)で問い合わせること。

(3) 現地個別調査(2回目)の実施期間

機構は、現地個別調査(2回目)の申込者に対し、日時等を調整の上、現地個別調査(2回目)の機会を提供する。(現地個別調査は、令和3年12月1日(水)から12月3日(金)までの間に実施する。)

17 入札辞退届の提出

入札辞退届を提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 入札辞退届の受付等

令和3年10月27日(水)から令和4年1月24日(月)12時まで(ただし、土曜・日曜・祝日・機構の休日を除く)

(2) 入札辞退届の提出方法

競争参加資格を認めた入札参加者が入札辞退する場合、「様式15 入札辞退届」に必要事項を記載の上、担当部局まで、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送(書留郵便に限る。)の場合、令和4年1月24日(月)12時までに必着のこと。

18 入札書及び提案書の受付

入札書及び提案書の受付は、以下の要領で実施する。

(1) 入札書及び提案書の受付期間

令和4年1月24日(月)から1月25日(火)12時まで

(2) 入札書及び提案書の提出方法

1) 入札書

- ① 競争参加資格を認めた入札参加者は、「様式16 入札書及び提案書提出届」から「様式21 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載の上、担当部局まで、提案書とともに持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送(書留郵便に限る。)の場合、令和4年1月25日(火)12時までに必着のこと。
- ② 落札者の決定に当たって、入札金額から金利支払額(「別紙 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の「2(1) サービス購入費の構成」を参照すること。)を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から金利支払額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。入札参加者は、次に掲げる事項を記載した「様式20 入札書」を作成し、直接提出する場合は封書に入れ封印

し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年1月25日開札 高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業に係る入札書在中」と朱書しなければならない。ただし、氏名については、氏名が印刷されている封書を使用する場合にあってはこの限りでない。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年1月25日開札 高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、担当部局まで、令和4年1月25日（火）12時までに必着で送付しなければならない。なお、電子メール又はファクスによる入札は認めない。

④ 競争加入者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

⑤ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式18 委任状（代理人）」又は「様式19 委任状（復代理人）」を添付すること。

2) 提案書

① 競争参加資格を認めた入札参加者は、提案書を「様式22 提案書（説明書）表紙」から「様式47 PFI事業かつ民間事業者ならでの独自の提案」により作成の上、担当部局まで、入札書とともに持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送（書留郵便に限る。）の場合、令和4年1月25日（火）12時までに必着のこと。

② 入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

(3) 提案書の取扱い

1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、契約に至った入札参加者の提案書は、本事業において公表及びその他機構が必要と認める場合、機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書は、PFI法第11条第1項に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた提案書は返却しない。

2) 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付する。選定事業者は、事業契約締結の日から施設整備業務の終了の日までの期間について、施設整備費相当（ただし、消費税及び地方消費税額を含み、金利支払額を除く。）の100分の30以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わる保証を付すとともにその証券を機構に提出しなければならない。選定事業者は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を機構のために設定するものとする。かかる質権の設定費用は、選定事業者が負担する。

20 入札書の開札

入札書の開札は、以下の要領で実施する。

(1) 入札書の開札日時及び場所

1) 開札日時 令和4年1月25日（火）14時

2) 開札場所 茨城県つくば市大穂1-1（つくばキャンパス構内）

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管理棟入札室

(2) 入札書の開札方法

1) 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人（復代理人）立ち会いのもと行う。ただし、入札参加者又はその代理人（復代理人）が立ち会えない場合、入札事務に関係のない機構の職員立ち会いのもと行う。

2) なお、入札書に記載した入札金額が予定事業費の範囲内となる提案をした入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の優秀提案者の選定の対象となる。このとき入札金額の公表は行わない。

3) 入札執行回数は、複数回とし、2回目以降の入札の執行は、機構の契約担当者が指定する日時に行う。

21 入札の無効

入札書で、以下のいずれかに該当するものはこれを無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者として決定した場合、当該決定を取消すものとする。

なお、機構により競争参加資格があると認められた入札参加者でも、入札書の開札日時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者（入札参加企業又は入札参加グループの構成員）及び協力会社が、入札書の開札日時に入札参加者が備えるべき要件等（第1章8(1)1)から3)までの要件）を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出したもの
- (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者の提出したもの
- (3) 開札の時に、文部科学省又は機構における建設工事の一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けたもの
- (4) 入札に付される件名の表示、入札金額の記載のないもの
- (5) 入札参加者本人の氏名の記載及び押印のない又は判然としないもの
- (6) 代理人（復代理人）が入札する場合における入札参加者の氏名、代理人（復代理人）であることの表示並びに当該代理人（復代理人）の氏名の記載及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が入札参加者の氏名又は代理人（復代理人）であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (7) 入札に付される事業の表示に重大な誤りのあるもの
- (8) 入札金額の記載又は記録が不明確なもの
- (9) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していないもの
- (10) 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかったもの
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの
- (12) 「一般競争又は指名競争に係る資格審査」の審査終了前に入札書を受領した場合で当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの

22 落札者の決定方法

本事業の入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価一般競争入札方式とする。

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に通知し、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とともに機構のホームページに公表する。なお、PFI法第11条第1項に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者との基本協定書の締結後に公表する。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

(1) 審査委員会の設置

審査に当たって、外部の学識経験者及び機構の職員で構成する「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該審査委員会で、落札者決定基準等に関する審議等及び優秀提案者の選定を行う。なお、審査委員会の委員は、落札者決定基準で公表するものとし、審査委員会は非公開とする。

(2) 提案内容審査の方法

提案内容審査は、入札参加者より提出された入札書及び提案書について、審査委員会が落札者決定基準に基づいて行うものとする。これら審査の結果を受けて、審査委員会は優秀提案者を選定し、機構は当該優秀提案者を落札者として決定する。

(3) 提案内容審査の評価項目等

提案内容審査の評価項目等は、以下のとおりである。なお、具体的な審査内容等は、落札者決定基準に提示する。

1) 入札金額の適格審査

入札書に記載された入札金額が、機構が定める予定価格の範囲内であることを確認する。

2) 基礎項目の適格審査

基礎項目の適格審査は、下記①から③について、入札参加者より提出された入札書及び提案書の内容が、要求水準の基礎項目をすべて充足しているかの審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項

3) 加点項目の審査

加点項目の審査は、下記①から③について、入札参加者より提出された入札書及び提案書の内容の審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項

4) 優秀提案者の選定

基礎項目の適格審査の配点と加点項目の審査の配点の合計を入札金額で除して得た数値（総合評価値）を比較し、総合評価値の最も高い提案者を優秀提案者として選定する。

5) 落札者の決定

機構は、競争参加資格確認審及び提案内容審査の結果により選定された優秀提案者を落札者として決定する。

(4) 審査委員会事務局

担当部局と同じ。

23 手続における交渉の有無

手続における交渉は無とする。

24 基本協定書の締結

落札者は、令和4年2月中旬を目途に、機構を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定書を締結しなければならない。また、落札者が基本協定を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を機構に支払わなければならない。

25 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者）を事業契約書の締結までに設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比

率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

26 事業契約書の締結

- (1) 選定事業者は、令和4年4月上旬を目途に、機構を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約書を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき施設整備業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（別紙「2(1)サービス購入費の構成等」を参照すること。）を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (3) 事業契約書の締結に当たって、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 事業契約書の締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

27 支払条件等

機構から選定事業者に対するサービス購入費の支払は、選定事業者が実施する本施設の施設整備業務の初期投資に係る対価と、本施設の維持管理業務の提供に係る対価とする。

また、機構が選定事業者に支払うサービス購入費は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。

(1) 施設費相当と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額

機構は、施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち更新業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年4月1日）から本事業の事業期間中あたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により支払う。

また、機構は、施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち撤去業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年7月1日）から本事業の事業期間中あたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により支払う。

(2) 維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）と消費税及び地方消費税額

機構は、維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）と消費税及び地方消費税額について、当該業務の開始日（令和7年4月1日）から本事業の事業期間中にあたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

28 保険

(1) 建設工事期間中に係る保険

選定事業者は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者損害賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。

1) 共通

- ① 契約者
選定事業者又は受託者（建設に当たる者）
- ② 建設場所
茨城県つくば市大穂 1 - 1（つくばキャンパス構内）

2) 建設工事保険

- ① 被保険者
選定事業者又は受託者
- ② 保険の対象
本事業請負契約の対象となる全体とする。
- ③ 保険期間
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日（令和 7 年 6 月 3 0 日）を終期とする。
- ④ 保険金額（補償額）
請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 補償する損害
水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

3) 第三者賠償責任保険

- ① 被保険者
選定事業者又は受託者
- ② 保険期間
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日（令和 7 年 6 月 3 0 日）を終期とする。
- ③ てん補限度額（補償額）
対人：1 億円／1 名・1 0 億円／1 事故、対物：1 億円／1 事故 以上
- ④ 補償する損害
工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑤ 免責金額
2 0 0, 0 0 0 円以下

4) その他

- ① 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく機構に提示すること。
- ② 選定事業者又は受託者は機構の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- ③ 選定事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故は、その損害に

対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

(2) その他の保険

上記(1)以外の保険を付保することを条件とはしないが、選定事業者が事業の安全に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

29 随意契約により締結する予定の有無

本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を、本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定は無とする。

30 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

31 関連情報を入手するための照会窓口

担当部局と同じ。

32 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

第2章 事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

機構の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、機構に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務に係る債権は、機構の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、機構に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、機構の承諾がなければ行うことができない。

2 機構と選定事業者の責任分担

機構と選定事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の施設整備業務及び維持管理業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

機構と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容は、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合、双方の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を履行するに当たり、法制上及び税制上の措置の適用を受ける場合、機構は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を履行するに当たり、財政上及び金融上の支援を受ける場合、機構は可能な範

围で必要な協力を行う。

(3) 融資機関（融資団）と機構の協議

事業の継続性を確保する目的で、機構は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議の上、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と機構の係わり

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において履行される。また、機構は、事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 機構は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて機構と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、機構と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について選定事業者に報告する。
- 3) 事業内容又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、機構と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

本施設の施設整備業務及び維持管理業務については、事業契約書及び要求水準書による。

2) 業務の委託

選定事業者は、上記 1) に示した業務を、あらかじめ機構の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 機構による事業の実施状況の監視（モニタリング）

1) モニタリングの実施

機構は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしていることを確認するために、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの実施時期及び内容

① 設計時

機構は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしていることを確認する。確認の結果、当該要求水準を満たしていない場合には、機構は変更又は修正を求めることができる。

② 施工時（建設工事）

選定事業者は、定期的に、機構から建設工事の確認を受けなければならない。

機構は、選定事業者によって行われた施工時（建設工事）が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしていることを確認する。

また、選定事業者は、機構が要請した場合は、建設工事の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場において建設工事の確認を受ける。

③ 完成時（建設工事）

選定事業者は、施工記録等を用意して、現場において機構の確認を受ける。

機構は、選定事業者によって行われた建設工事が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしていることを確認する。確認の結果、当該要求水準を満たしていない場合には、機構は補修又は改造を求めることができる。

④ 維持管理時

機構は、本施設の維持管理業務の着手（令和7年4月）から本事業の事業契約の終了（令和22年3月）までの間、選定事業者によって行われた維持管理業務が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしていることを確認する。

⑤ 財務の状況

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士による監査を受けた財務の状況について、機構に報告しなければならない。機構は、本事業の事業契約の締結から事業契約の終了（令和22年3月）までの間、選定事業者の財務状況の堅実性や健全性等を確認する。

⑥ 事業契約終了時

機構は、本事業の事業契約の終了に当たり、選定事業者によって行われた本施設の維持管理業務の状態について確認する。確認の結果、その状態が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案が満たされていない場合には、機構は補修等を求めることができる。

3) モニタリングの費用の負担

機構が行うモニタリングに係る費用は、機構の負担とし、事業者によるセルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とする。

4) 選定事業者に対する支払額の減額等

機構は、モニタリングの結果、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び入札者提案が満たされていない場合には、選定事業者に対して補修等の勧告や支払額の減額措置を行う。なお、減額の考え方等は、事業契約書において提示する。

5) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3か月以内に機構に提出しなければならない。また、機構は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

本事業に係る各業務を実施するために必要となる土地及び建物は、機構が選定事業者に無償で使用を許可する。

5 その他

(1) 事業の終了及び事業期間の終了時の措置

1) 事業の終了

機構は、本施設が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断

した場合、あるいはその他の事由により本施設を維持・継続できないと判断した場合は、本施設の維持管理業務を終了させることができる。

2) 事業期間の終了時の措置

選定事業者は、本事業の事業期間の終了時に、本施設の維持管理業務を、入札説明書、要求水準書及び入札者提案を満たしている状態で機構に引継ぐこと。

(2) 情報の提供

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、機構のホームページに掲載する。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等の機構業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者は、文部科学省等の入札参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は複数回入札を執行しても入札者全員の入札金額が予定価格の制限の範囲内にならない場合、機構は特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に当たって、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成27年12月18日閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。)の他、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- 1) 建築基準法
- 2) 消防法
- 3) 都市計画法
- 4) 国立大学法人法
- 5) 電波法
- 6) 電気事業法
- 7) 騒音規制法
- 8) 振動規制法
- 9) 水質汚濁防止法
- 10) 大気汚染防止法
- 11) 土壌汚染対策法
- 12) 高圧ガス保安法
- 13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 15) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (建設リサイクル法)
- 16) 労働安全衛生法
- 17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

18) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）

19) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

20) 茨城県条例、規則等

21) つくば市条例、規則等

22) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構規程等

23) その他関連法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を実施するに当たり必要とされるその他の関連法令及び条例等についても遵守すること。

第3章 提出書類一覧

1 要求水準書の資料に関する申込の提出書類

＜様式1＞要求水準書資料送付申込書

2 要求水準書の閲覧資料に関する申込の提出書類

＜様式2＞要求水準書閲覧資料閲覧申込書

3 入札説明書等に関する質問の提出書類

＜様式3＞入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目）

4 入札参加表明及び競争参加資格確認に関する申請の提出書類

＜様式4＞入札参加表明書

＜様式5＞競争参加資格確認申請書

＜様式6＞競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表

＜様式7＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表

＜様式8＞委任状

＜様式9＞建設に当たる者の資格要件に関する書類

5 現地個別調査に関する申込の提出書類

＜様式10＞現地個別調査申込書

6 入札説明書等に関する個別確認及び個別提案の提出書類

＜様式11＞入札説明書等に関する（改定）個別確認書

＜様式12＞入札説明書等に関する（改定）個別確認用資料

＜様式13＞入札説明書等に関する（改定）個別提案書

＜様式14＞入札説明書等に関する（改定）個別提案用資料

7 入札辞退に関する提出書類

＜様式15＞入札辞退届

8 入札に関する提出書類

＜様式16＞入札書及び提案書提出届

＜様式17＞入札書及び提案書の提出確認表

＜様式18＞委任状（代理人）

＜様式19＞委任状（復代理人）

＜様式20＞入札書

＜様式21＞要求水準に関する確認書

9 提案に関する提出書類（説明書）

＜様式22＞提案書（説明書）表紙

＜様式23＞（事業全体に関する提案書中表紙）

- <様式 2 4> 事業スケジュール
- <様式 2 5> 基礎項目に関する確認
- <様式 2 6> (事業計画に関する提案書中表紙)
- <様式 2 7> 事業実施における取組姿勢、実施体制
- <様式 2 8> 資金調達、収支計画
- <様式 2 9> リスク対応
- <様式 3 0> 資金調達計画等
- <様式 3 1> 長期事業収支計画表 (損益計算書)
- <様式 3 2> 長期事業収支計画表 (資金収支計算書等)
- <様式 3 3> 入札金額内訳書 (施設整備費相当の内訳書)
- <様式 3 4> 入札金額内訳書 (施設整備費相当のうち建設工事費用の内訳書)
- <様式 3 5> 入札金額内訳書 (維持管理費相当の内訳書)
- <様式 3 6> (施設整備業務に関する提案書中表紙)
- <様式 3 7> 施設計画の概要等
- <様式 3 8> <施設計画> 設備の更新に関する計画
- <様式 3 9> <施設計画> 本施設の施設計画における安定性・安全性に関する計画
- <様式 4 0> <施設計画> 本施設の施設計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画
- <様式 4 1> <施設計画> P F I 事業かつ民間事業者ならでの独自の提案
- <様式 4 2> <施工計画> 本施設の施工計画における品質及び安全管理に関する計画
- <様式 4 3> <施工計画> 電力の切替に関する計画
- <様式 4 4> <施工計画> 本施設の施工計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画
- <様式 4 5> (維持管理業務に関する提案書中表紙)
- <様式 4 6> 維持管理業務の全般
- <様式 4 7> P F I 事業かつ民間事業者ならでの独自の提案

10 提案に関する提出書類 (図面等)

- <様式 4 8> (図面等表紙)
- <様式 4 9> 単線結線図
- <様式 5 0> 機器配置図 (新設屋外ヤード)
- <様式 5 1> 機器配置図 (中央受電棟 2 階)
- <様式 5 2> 機器仕様概要
- <様式 5 3> 機器設置工事計画図 (新設屋外ヤード)
- <様式 5 4> 機器設置工事計画図 (中央受電棟 2 階)
- <様式 5 5> 切替計画図 (東京電力からの受電の切替)
- <様式 5 6> 切替計画図 (各特別高圧変電所への切替)
- <様式 5 7> 切替計画図 (中央監視設備の切替)

入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

1 入札金額等の算出方法

入札金額は、本事業の事業期間中に機構が選定事業者を支払うサービス購入費の合計額とする。

本事業におけるサービス購入費は、本施設の事前調査業務、設計業務、建設工事、周辺施設影響調査・対策業務及び各種申請等業務等の施設整備業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下、これらを総称して「施設費相当」という。）と施設費相当を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによって要する金利支払額とを合計した額（以下「施設整備費相当」という。）と、本施設の巡視点検支援業務、定期自主検査業務及び本施設の修繕・更新業務等の維持管理業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下、これらを総称して「維持管理費相当」という。）とで構成される。

サービス購入費の構成の詳細は、「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。

落札者決定に当たって、入札金額から金利支払額（「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。）を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から金利支払額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。

$$\text{入札金額（＝提案金額）} = \frac{(\text{契約金額} - \text{金利支払額}) \times 100}{110} + \text{金利支払額}$$

$$\text{落札金額（＝契約金額）} = \text{入札金額} + \frac{(\text{入札金額} - \text{金利支払額}) \times 10}{100}$$

2 サービス購入費の支払方法等

(1) サービス購入費の構成等

1) 基本的な考え方

本事業の事業期間中、機構が毎年度選定事業者に支払うサービス購入費の対象は、以下のようになる。

＜サービス購入費の構成＞

区分	入札説明書に記載の業務等	構成される費用の内容	
入札金額	施設整備費相当 (施設整備業務)	ア 事前調査業務	事前調査業務（機構が提示する以外の調査等）及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		イ 設計業務	設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		ウ 建設工事	建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務（新設屋外ヤードの整備業務、中央特別高圧受変電設備の整備業務、電力監視装置等の整備業務、中央監視制御装置等の改造業務、電力の切替業務・各種の検査業務、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去業務等）
		エ 周辺施設影響調査・対策業務	周辺施設影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		オ 各種申請等業務	各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		カ その他の費用	その他上記アからオ以外に必要となる初期投資費用※
		金利支払額	施設費相当の割賦支払に要する金利
	維持管理費相当 (維持管理業務)	ア 巡視点検支援業	巡視点検支援業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		イ 定期自主検査業務	定期自主検査業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		ウ 修繕・更新業務	修繕・更新業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
エ その他の費用		その他上記アからウ以外に必要となる維持管理期間費用※	

注) ※印が付されている項目は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する上で必要となる費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば、入札金額にその費用を必ず加えること。

2) 施設費相当と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額

施設整備費相当は、「施設整備業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる施設費相当」と「施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによって要する金利支払額」からなる。入札参加者は、

施設整備費相当の提案を行うものとする。なお、施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計を割賦支払（元金均等）方式による支払の元本としていることに留意すること。

機構は、提案に基づく施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち更新業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年4月1日）から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により各半期末に分割して支払う。なお、割賦元本（施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計）は、毎支払時、同額を支払うものとする。

また、機構は、提案に基づく施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち撤去業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年7月1日）から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により各半期末に分割して支払う。なお、割賦元本（施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計）は、毎支払時、同額を支払うものとする。

金利支払額の算定に当たって、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTeletext 17143ページに掲載されている6か月LIBORベース15年もの（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。（LIBORに替わる基準金利の指標は、「入札説明書等に関する質問回答書」において提示する予定である。）

なお、入札書及び提案書の提出時に使用する基準金利は、令和3年12月24日（金）のスワップレートを採用する。また、実際の支払に使用する基準金利は、更新業務に関する部分と撤去業務に関する部分の双方について、更新業務に関する部分の業務完了日（令和7年3月31日）の2銀行営業日前のスワップレートを採用する。

3) 維持管理費相当と消費税及び地方消費税額

維持管理費相当は、維持管理業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる。入札参加者は、維持管理費相当の提案を行うものとする。

機構は、提案に基づく維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）と消費税及び地方消費税額について、当該業務の開始日（令和7年4月1日）から本事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を各半期末に平準化して支払う。なお、維持管理費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

(2) サービス購入費の支払方法

機構は、選定事業者に対し施設整備費相当及び維持管理費相当からなるサービス購入費並びに消費税及び地方消費税額を、事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

1) 支払方法

① 施設費相当と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額の支払方法

機構は、提案に基づく施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち更新業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年4月1日）から本事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、令和7年9月分を第1回（初回）、令和8年3月分を第2回、令和21年9月分を第29回とし、令和22年3月分を第30回（最終回）とする、年2回、全30回に分けて、割賦支払（元金均等）方式により支払うものとする。なお、施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計は、毎支払時、同額を支払うものとし、当該合計額を割賦支払（元金均等）方式による支払の元本としていることに留意すること。

機構は、提案に基づく施設整備業務に係る対価（施設費相当）と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額のうち撤去業務に関する部分について、当該業務完了日の翌日（令和7年7月1日）から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、令和7年9月分を第1回（初回）、令和8年3月分を第2回、令和21年9月分を第29回とし、令和22年3月分を第30回（最終回）とする、年2回、全30回に分けて、割賦支払（元金均等）方式により支払うものとする。なお、施設費相当と施設費相当に係る消費税及び地方消費税額の合計は、毎支払時、同額を支払うものとし、当該合計額を割賦支払（元金均等）方式による支払の元本としていることに留意すること。また、初回の金利支払額の対象期間が3か月となることにも留意すること。

② 維持管理費相当の支払方法

機構は、選定事業者の維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、提案に基づく維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）について、当該業務の開始日（令和7年4月1日）から本事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、令和7年9月分を第1回（初回）、令和8年3月分を第2回、令和21年9月分を第29回とし、令和22年3月分を第30回（最終回）とする、年2回、全30回に分けて、平準化して支払う。なお、維持管理費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

③ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税額の支払方法

機構は、維持管理費相当の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税額）につき、上記②の維持管理費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。なお、当該消費税及び地方消費税額は、消費税及び地方消費税率の改正があった場合は変更するものとする。

2) 支払手続

① 施設費相当と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額の支払手続

選定事業者は、各年度の9月分を9月30日の翌日から、3月分を3月31日の翌日から、それぞれ速やかに機構に対して請求書を送付し、機構は、請求書を受理した翌月の25日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合、その直前の営業日）までに、施設整備費相当のサービス購入費と消費税及び地方消費税額を支払うものとする。

② 維持管理費相当の支払手続

機構は、選定事業者から毎月の業務終了後に提出される業務報告書に基づく定期のモニタリング、現場確認等に基づく随時のモニタリング等、一連のモニタリングを実施する。

機構は、一連のモニタリングの結果、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合、業務報告書の受領後10日以内に是正勧告を行うものとし、一定の是正期間を経過した後も、なお、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合、速やかに、維持管理費相当のサービス購入費に対する当該月の減額ポイントを通知する。

機構は、毎月の減額ポイントの6か月分を合計し、当該減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を選定事業者に通知する。

なお、減額ポイントが合計される6か月と減額対象となる維持管理費相当のサービス購入費の支払時期の関係は、以下のとおりとする。

減額ポイントが合計される期間	支払時期
4月 から 9月末	9月分支払
10月 から翌年3月末	翌年3月分支払

選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに機構に対して請求書を送付し、機構は、請求書を受領した翌月の25日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、維持管理費相当のサービス購入費を支払うものとする。

③ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税額の支払手続

算出された維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税額は、維持管理費相当の支払手続に準じる。

(3) サービス購入費の改定（変更）方法

1) 賃金又は物価の変動に基づく施設費相当の変更

- ① 機構又は選定事業者は、施設整備業務の終了の日までで事業契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費相当が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設費相当の変更を請求することができる。
- ② 機構又は選定事業者は、①の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（施設費相当から当該請求時の出来形部分に相応する施設費相当を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、施設費相当の変更に応じなければならない。
- ③ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき機構と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、機構が定め、選定事業者に通知する。
- ④ ①の規定による請求は、本施設費相当の変更の規定により施設費相当の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本施設費相当の変更に基づく施設費相当変更の基準とした日」とするものとする。

- ⑤ 特別な要因により施設整備業務の終了の日までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費相当が不相当となったときは、機構又は選定事業者は、前各項の規定による他、施設費相当の変更を請求することができる。
- ⑥ 予期することのできない特別の事情により、施設整備業務の終了の日までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費相当が著しく不相当となったときは、機構又は選定事業者は、前各項の規定に係わらず、施設費相当の変更を請求することができる。
- ⑦ ⑤、⑥の場合において、施設費相当の変更額については、機構と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、機構が定め、選定事業者に通知する。
- ⑧ ③及び⑦の協議開始の日については、機構が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、機構が①、⑤又は⑥の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、機構に通知することができる。

2) 支払金利変動に伴う施設整備費相当の改定

入札書及び提案書の提出時に使用する基準金利（令和3年12月24日（金）のスワップレート）と、実際の支払に使用する基準金利（更新業務に関する部分と撤去業務に関する部分の双方について更新業務に関する部分の業務完了日（令和7年3月31日）の2銀行営業日前のスワップレート）に差が生じた場合、この差に応じて施設整備費相当を改定する。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、利回り格差（スプレッド）は、入札書及び提案書の提出時の利率によるものとし、改定の対象としない。

3) 物価変動に伴う維持管理費相当の改定

本事業の事業期間中の物価変動に対応して維持管理費相当を改定する。なお、維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税額は、維持管理費相当に支払対象期間の消費税及び地方消費税税率を乗じた額とする。

① 令和7年度（初事業年度）の1回当たりの支払額の改定

入札書及び提案書の提出期限日の属する月（令和4年1月）の指数と、令和7年1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、令和7年度（初事業年度）の1回当たりの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P7 = P4 \times (SPPI7 \cdot 01 / SPPI4 \cdot 01) \quad \text{ただし、} |(SPPI7 \cdot 01 / SPPI4 \cdot 01) - 1| > 3\%$$

- ・ P7 : 令和7年度（初事業年度）の1回当たりの支払額
- ・ P4 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ SPPI7・01 : 令和7年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ SPPI4・01 : 令和4年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)

※ 共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・建物サービス（確報）」（日本銀行調査統計局）とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。以下同じ。

② 令和8年度（次事業年度）以降の1回当たりの支払額の改定

ア 前事業年度までに支払額が一度も改定していない場合の改定

入札書及び提案書の提出期限日の属する月（令和4年1月）の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（令和n年度）と同年（令和n年）の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（令和n年度）の1回当たりの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_4 \times (SPPI_{n \cdot 01} / SPPI_{4 \cdot 01}) \quad \text{ただし、} |(SPPI_{n \cdot 01} / SPPI_{4 \cdot 01}) - 1| > 3\%$$

- ・ P_n : 令和n年度の1回当たりの支払額
- ・ P_4 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ $SPPI_{n \cdot 01}$: 令和n年1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ $SPPI_{4 \cdot 01}$: 令和4年1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数

イ 前事業年度までに支払額が一度以上改したことがある場合の改定

前回（最も最近）の改定時の事業年度（令和r年度）と同年（令和r年）の1月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（令和n年度）と同年（令和n年度）の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（令和n年度）の1回当たりの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (SPPI_{n \cdot 01} / SPPI_{r \cdot 01}) \quad \text{ただし、} |(SPPI_{n \cdot 01} / SPPI_{r \cdot 01}) - 1| > 3\%$$

- ・ P_n : 令和n年度の1回当たりの支払額
- ・ P_r : 令和r年度の1回当たりの支払額
- ・ $SPPI_{n \cdot 01}$: 令和n年1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ $SPPI_{r \cdot 01}$: 令和r年1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数
- ※ r : 前回（最も最近）の改訂時の事業年度の年数